

定期積金「さんきょうだい100」

平成25年1月4日現在適用中

1. 商品名	蓄財目的定期積金（スーパー定期積金） 愛称：「さんきょうだい100」
2. 取扱対象	個人のみ（個人事業主を含む）
3. 契約期間、掛金および満期掛込総額	○掛込期間：1年（12回）以上 5年（60回）以下 ※1月単位で指定できます ○満期掛込総額（毎月の掛金×掛込回数）1,000,000円以上 ○毎月の掛金：上記条件を満たす額で千円単位
4. 払込方法	契約期間内に契約月数に応じ毎月分割して掛金を預け入れ
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払戻します
6. 利息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時の店頭表示スーパー積金利率を年利回りとして満期日まで適用します ・契約期間内に証書記載の掛込総額に達しない時は解約日における普通預金の利率により計算します ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・満期日以降に一括して支払います ・契約期間における掛込残高積数に月当たり利回り（年利回りの1/12）を乗じて計算します
7. 税金	利息（給付補填金）には20%の税金（国税15%、地方税5%）がかかります。ただし、平成49年12月31日までにお支払いする利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（障がい者等のマル優制度のご利用はできません）
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
10. 掛込遅延の場合のご注意	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または証書記載の利回りの割合による（年365日の日割計算）遅延利息をいただきます
11. 金利情報	金利は店舗備え付けの金利表示ボードをご覧ください。 ※インターネットホームページにも掲載しています ホームページアドレス： http://www.shinkin.co.jp/sankyo
12. 満期金の定期預金への振替について	<ul style="list-style-type: none"> ○満期金を定期預金に振替えた場合、定期預金契約時の店頭表示1年ものスーパー定期預金利率に0.1%上乘せします。 ○期間1年自動継続式。総合口座のお取扱ができます。 ○上乘せ利率の適用は1年間とします。当該定期預金の1年後以降の満期継続時にはその時点の1年もの店頭表示スーパー定期預金利率が適用されます ○振替額は満期金の範囲内とし、増額する場合は金利上乘せの対象となりません。 ○さんきょうだい100と異なる名義での定期預金預け入れは金利上乘せの対象となりません

<p>13. 苦情処理措置、紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9：00～17：00）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間 9：00～17：00）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○普通預金からの自動振替による払込ができます ○預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、当金庫の他の対象預金口座と合わせて、おひとりあたり元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。